

入札監理小委員会
第215回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第215回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成24年4月20日（金）15:00～15:41
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 厚生労働省ネットワークシステムの更改（厚生労働省）
- 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査
(環境省)

2. その他

<出席者>

(委 員)

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員、宮崎専門委員、大山専門委員

(厚生労働省)

大臣官房統計情報部

情報システム課 代田課長、情報システム管理室 川島室長、
奥垣室長補佐、野口係長

徳永CIO補佐官、宮CIO補佐官

(環境省)

水・大気環境局 水環境課 古田課長補佐、佐藤係長

(事務局)

栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第215回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、環境省の「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」、厚生労働省の「ネットワークシステムの更改」の実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、「厚生労働省ネットワークシステムの更改」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、厚生労働省大臣官房統計情報部情報システム課代田課長に御出席いただきておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いいたします。

○代田課長 厚生労働省大臣官房統計情報部情報システム課の代田でございます。

厚生労働省の「ネットワークシステムの更改」に関しては、これまで2回ほど小委員会で御議論をいただいたと承知をいたしてございます。本日第3回目ということで、各委員の皆様におかれましては、お忙しい中を御出席いただき、審議の場を設けていただいたことに感謝を申し上げます。

これまで、情報企画室長の川上から御説明をさせていただきましたけれども、4月1日付で厚生労働省の組織の変更と人事異動がございまして、組織といたしましては、これまで統計情報部の企画課情報企画室でございましたが、統計情報部内の情報システム課で変更がございまして、川上の後任として私着任いたしておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

早速ですが、今回の調達に関してこれまで小委員会で御議論がございましたPCの分離調達の実施とディスインセンティブの見直しの2点に関して、当省の考え方について御説明をさせていただきたいと思います。資料は、タイトルが「厚生労働省ネットワークシステムの更改について」という資料をごらんいただきたいと思います。

資料にございますように、これまでの入札監理小委員会の議論を踏まえまして、厚生労働省ネットワークシステムの更改において、以下のとおりPCの分離調達とディスインセンティブの見直しを実施させていただきたいということでございます。

まず、1点目のPCの分離調達については、これまでの御議論・御指摘も踏まえまして、分離調達については、PC及びプリンタ等の周辺機器を含め、次回からではなく、今回の調達から実施することで対応させていただきたいということでございます。

これまで、当省においては、過去の調達で、設計構築の期間が11か月あった場合に複数者の応札があったことで、設計構築期間が前回9か月であった中で1者応札であったことから、今回の更改においても、11か月の設計構築期間を確保したい。そのためには、スケジュール的な観点から、今回については一括の調達でお願いをしたいということで御説明を申し上げてきたというところでございますが、これまでの委員からの御指摘・御議論等も踏まえまして、当初予定しておりましたスケジュールよりは若干後ろ倒しになり、当初予定しておりました設計構築期間よりも若干短くなってくるというところはございますけ

れども、私どもといたしましても、更改に向けて鋭意作業等にも取り組ませていただいて、10か月程度の設計構築期間を確保できるのではないかという見込みを立ててございます。

こうしたスケジュールを整理し、進めさせていただきたいと考えているところでございます。

また、こうした形で分離調達を行うことによりまして、パソコン系でないような業者の方々におかれましても、この私どものネットワークの更改について参入いただければ、私どもといたしましても、調達という観点では幸いであると考えているところでございます。

2点目の「ディスインセンティブの見直し」については、当初の案では、ディスインセンティブ項目として16項目ほど設定すると考えてございましたが、今回、この項目について4項目に絞り込みをさせていただきたいというところでございます。

基本的な考え方としては、小委員会での御議論を踏まえ、まず、ディスインセンティブの対象の見直しでございます。安定稼働の観点から、稼働率の確保、また、昨今のサイバーテロ等を勘案してセキュリティの確保という2点に限定をさせていただきまして、これまで設定したいと御説明申し上げておりました「レスポンスタイム」、あるいは「平均故障復旧時間」等を対象から外すことで進めさせていただきたいということでございます。

具体的には、別紙にございます「ディスインセンティブ対象項目新旧対照表」をつけさせていただいておりますが、この表の右の欄にございます「当初」で○をつけておりました16ということで御説明を申し上げておりましたが、このうち「SLA項目」の1番目の「障害・問合せの発生から初期レスポンスまでのリードタイム」、9、10及び12の「レスポンスタイム」、13、15、16の「平均故障復旧時間」を対象から外すこととしたいところでございます。

また、ディスインセンティブとして残す項目についても、内容について検討を加えてございます。

まず、セキュリティに関しては、検知時間、通知時間、対応時間といったきめ細かい分離を行い、それぞれ評価をするという形で考えておりましたが、私どもとしては、セキュリティ対策が適切に実施されることが最重要であるという観点から、項目ごとに評価ではなく、セキュリティに関するSLA項目の2～6を一括で評価するという形で整理をしたいということでございます。これによりまして、私どもで思っておりますところの重要セキュリティを損なうことなく、一方、応札業者の方の負担を抑制することができるのではないかと考えているところでございます。

次に稼働率の部分ですが、グループウェア等の稼働率については、サーバがすべて正常に運用されている状態と、それから、一部分に障害が生じている状態、それぞれで評価を実施することにいたしておりますが、基本的に同一のサービスに対する稼働率から、SLA項目7及び8を一括で評価するという形で整理をさせていただきたいということでございます。

以上の整理をいたしまして、ディスインセンティブ項目としては、当初の16から12減ります。

ました4項目とすることにしたいというところでございます。

それから、資料1枚目にお戻りいただきたいと思いますが、ディスインセンティブに関しては、対象となる項目を減らす削減のほかに、減額割合の上限の緩和も併せて実施することとしたいということでございます。これまで対象といたします項目を多く設定することもございまして、達成できなかった項目の数によりまして、減額の割合を5%、8%、10%という3区分で設定することを考えておったところでございますが、今回、これを5%という1つだけにしたいということでございます。

以上、私どもといたしましては、今回のPCの分離調達、また、ディスインセンティブの見直しによりまして、小委員会、勿論、私どもとしても求めるところでございます効率的で、かつ、質の高いサービスの提供を確保しながら、より一層の競争環境の実現を図ることができるのでないかと考えているところでございます。

それから、3番目に「スケジュール」を整理してございますけれども、本日御了解いただきますれば、できるだけ早く、5月の早い段階からでもパブリックコメントを実施させていただきたいと考えているところでございます。調達にかかります手続が順調に進むことができすれば、私どもとしてのスケジュール感としては、8月の下旬にはネットワークシステムの更改の業者を決定するという運びにできるのではないかと考えてございます。その後、システムの更改を実施しながら、別途、PC等の調達を実施するという形にさせていただきたいと考えてございます。その際、先ほど御説明申し上げましたとおり、当初予定しておりました11か月の構築期間は確保できないまでも、10か月は構築期間を確保できると見込んでございます。そういたしまして、更改については、予定どおり平成25年7月から実施と考えていきたいということでございます。こうしたスケジュールで対応することができすれば、このスケジュール遅延に伴う経費増といったことも防ぐことができるのではないかと考えてございます。

それから、「厚生労働省ネットワークシステムの更改について」以外に、お手元に入札実施要項（案）、仕様書（案）、提案書の評価基準（案）をお配りいたしてございますが、今、内容としては、御説明申し上げた内容を反映するということにいたしてございます。具体的には、PCとかプリンタに関する部分を削除する。また、ディスインセンティブの見直しの内容、また、これに併せて、PC、プリンタ等の分離調達に伴う責任分解点の追記等を行うことにいたしております。これまでお示ししておりますものに見え消しの形で修正を行っているものをお手元のお配りさせていただいているかと思います。

以上、簡単でございますけれども、これまでの御議論を踏まえまして、私どもといたしまして、「厚生労働省ネットワークシステムの更改」について、御説明申し上げたような形で進ませていただければと考えてございます。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主任　この件については、これまで2回の小委員会をやってございまして、その中で、当委員会から指摘された事項について、今日の厚生労働省さんから、PCの分離調達とディスインセンティブの見直しが示されております。この内容については、当委員会の指摘を踏まえたものと理解をいたしますので、この内容で実施していただくということでおろしいのではないかと思います。

○小林副主任　ありがとうございます。大山委員、何かございますか。

○大山専門委員　本当に、これまでの議論を十分踏まえていただいて、また、大変だったと思うのですが、短期間の間にここまで調達仕様書を書き直していただくことができたことを非常にありがとうございます。

そういう意味では特に大きな問題はないのですが、1点だけ確認をさせてください。

レスポンスタイムについて、今回、ディスインセンティブの項目から外していると思うのですけれども、従来のそちらからお聞きしていた内容と、今回、完全に落としていただいたことになるのですが、更に、従来は一つのシステムだったのが、今回は分離されると、こういう状況の中で、これは議論を整理するというか、考え方を確認するためだけに教えていただきたいという意味の質問ですが、どういう判断のもとで、今回これを全部外して、あるいは、どうやって実際には現実的にはその要求を満たそうとしているのか。もともとそういう要求がなかったということは僕はないと思うので、当然、現場の人たちの思いもあると思いますので、そういう意味も踏まえて、そちらのお考えをもし教えていただければ、非常にありがたいなと思います。

○奥垣室長補佐　ただいまの御質問に関しまして、私、情報システム課の奥垣から御説明させていただきます。

まず、先生の御指摘のとおり、我々といたしまして、レスポンス等々についても、利用者の観点から重要だと認識はしているところでございます。ただ、一方、そのために過度なものになってはいけないという御指摘も踏まえましたので、ディスインセンティブの項目からは外させていただきましたけれども、レスポンスタイムは必要でありますので、かつ、導入時等においては、きちんと確認をした上で検証等を行って、利用者へのサービスをやっていきたいと思ってございます。

回答になっているでしょうか。よろしいでしょうか。

○大山専門委員　最初に、仕様書のレベルで何らか触れるとか、ネットワークとPCの切り分けと言っても、今の技術だとそうひどいことはないとは思うのですけれども、余りにネットワークが、例えば細い線が来た場合には考えられる話で、PC側がそうこう起こることはこの仕様であればないとは思うのですけれども、その辺のところで何らかの皆さん方で、この先、調達に進む中で、是非利用者の視点は大事だというのは、私も全くそのとおりだと思いますので、その辺は十分御配慮いただき、また、補佐官の皆さん方とも御相談いただいた中で進めていただければと思います。

○小林副主任　ほかにございますか。

○佐藤専門委員 入札参加者募集手続で、ファインチューニングのようなことで御質問をさしあげたいのです。

実施要項（案）の23ページのスケジュールが書かれている部分ですね。それから、もう一つは、調達仕様書（案）の286ページです。調達仕様書（案）の286ページの「別添・参考資料一覧」の下の余白部分に、守秘性の高い資料については誓約書を提出の上、配付という趣旨の脚注がついていると思うのですけれども、実施要項（案）の23ページで、競争参加資格確認書類提出期限と技術提案書提出期限は、10日間しか空いてないような詰まったスケジュールですので、別途、競争参加資格確認通知だけおやりになるのかどうかこの記述ではよくわからなかったのですが、もし守秘性の高い資料であれば、誓約書を提出すれば、応札希望者にだれでもその資料を配付してしまうというよりは、競争参加資格を確認できた人にだけ、その守秘性の高い資料についてはお渡しするとか、あるいは、せめて競争参加資格の確認申請を出してきて、この入札手続に実際に参加の意思があることが確認できている方に対してだけこういう守秘性の高い資料はお配りになるというようなことをおやりになったらどうなのがなというのが御質問です。

○野口係長 情報システム管理室の野口でございます。

その点につきましては、御意見を踏まえて、先に競争参加資格の確認書類提出を求めるようにして、そういうところで検討していきたいと思います。

○小林副主査 今の御指摘は、入札手続の迅速化を図るという趣旨ですか。

○佐藤専門委員 守秘性の高い資料を結果的に入札に参加しなかった人にもばらまいてしまうことになってしまふから、であれば、せめて参加資格のある方にだけお渡しするというような形で、情報の拡散を防いだらいかがですかという御質問です。

○小林副主査 ③の参加資格確認書類を出したときに、それを行うということですか。

○佐藤専門委員 どういう建て付けかはお任せしたいと思います。

○代田課長 今、御指摘いただいた点は、確かに、私どもが脚注にまさに書いておりますように、守るべき情報であるという点についての認識を持っているわけでございまして、それについて、どういう表現がいいのかはわかりませんけれども、必要な方には勿論見ていただくという一方で、それが広がり過ぎないようにしていくという観点で、具体的な手続の流れの部分については、御指摘を踏まえて整理をした上で対応させていただきたいと考えてございます。

○小林副主査 ほかはよろしいですか。

それでは、時間となりましたので、「厚生労働省ネットワークシステムの更改」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。

いろいろ御検討をいただきまして、いろいろ盛り込んでいただきまして、感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

事務局から、パブコメ等についてお願ひします。

○事務局 今、入札参加資格を確認してから守秘性の高い資料を開示すべきではないかと

いう御指摘に対しては、それを踏まえるというお話でしたので、その修文を調整させていただいて、各委員に御確認いただきて、御了解いただければ、パブリックコメントに進んでいくという形でよろしゅうございますか。

○大山専門委員 そうであれば、先ほど質問した件、勿論、大体わかっているとは思うのですけれども、回答だけいただけとありがたいなと思いますので、是非。それは仕様書に反映する、あるいは、こういう考え方だから大丈夫、どちらでも構いませんが、どう考えているかだけは確認をさせていただきたいと思います。お願ひします。

○事務局 では、併せて、レスポンスタイムをディスインセンティブから外した考え方ですか。

○大山専門委員 外しても自主的に守るというこの2つがありますので、PCと分離していることがあるので、トータルのものをどういう格好で利用者の要求を満たすように工夫するのか、あるいは大丈夫だと思っているのかなど、何でもいいとは思うのですね。考え方いろいろあるとは思うのですけれども、そこについて一応そちらなりの考え方をまとめたものを教えていただければありがたいなと思います。

○事務局 その2点を確認させていただきて、先生方に改めてメールで御連絡させていただきます。

○小林副主査 わかりました。それでは、更なるファインチューニングといいますか、今この2点を検討していただきまして、委員へフィードバックしていただきて、それを確認した上でパブコメの手続にできる限りスピーディに入っていただくことにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、厚生労働省におかれましては、また、今日、付加的なことが出ましたけれども、実施要項（案）に関して検討をしていただき、迅速にパブリックコメントに進みますように努力いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項等がありましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理をしていただいた上で、委員に結果を送付していただきたいと思います。勿論、今日の確認事項については、迅速に委員へフィードバックして確認いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室、環境省入室)

○小林副主査 続きまして、「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、環境省水・大気環境局水環境課古田課長補佐に御出席いただいておりますので、先日の入札が不落になった経緯とそれを踏まえて修正された実施要項（案）の内容等につ

いて御説明をお願いしたいと思います。御説明は10分程度でお願いいたします。

○古田課長補佐 環境省水・大気環境局の古田と申します。

昨年度の私どもが行っております水質汚濁物質排出量総合調査等の実施要項（案）について、当委員会において御審議いただいたところでございますけれども、その手続を踏まえ、昨年、お手元の資料B-1にありますとおり、入札手続を行わさせていただいたところです。

入札公告は2月3日、それから11日空きまして入札説明会、企画書提出は2月22日、総合評価結果通知が3月24日、開札3月26日で、4月1日からの施行に向けて作業を進めておったところでございますけれども、入札説明会、企画書提出のあった会社が1社であって、こちらの入札していただいたところ、予定価格よりも上回りまして、不落となりました。

この結果を受けて、これは以前から実施している事業なものですから、前回の事業者に、前回の事業者が行っていた前年度の予算額と今年度の予算額はほぼ同じで、内容も変わりませんし、前年度までやってみて、その額が妥当だったのかどうかということと、この要項で前回と変わったところがあるかどうかを確認したのですけれども、その点については、前回の事業者は、前年度と今年度は特に内容が変わるものでもないし、前年度、以前まで自分たちが受けていた額はそんなに低いとかそういうものではないと思うという御回答がありました。

また、不落でしたけれども、入札していただいた事業者に、どういった積算をされていたのかというのを聞いたところ、初めての業務ということもありまして、業務量の人日（工数）の積算がなかなか難しい、すぐにできないというところがあったようで、その分、この業務の中では外部に再委託するようなものもあるのですけれども、そちらの方は3者見積を取って、一番安いところでやりましたと。ただ、どうしても作業工程で時間がかかりそうなところがあるので、その辺りをばくっと入れたので、その辺りは通常の受けられている通常の業務に比べて高くなっていると思いますということでございました。

こういったことを受けまして、業務の内容に対する予定価格は大体適切なのかなとは思いましたけれども、ただ、そもそも水質関連のこういう業務は、マニアックといいますか、なかなか一般的なものではないので、民間競争入札に参加する者を、これまで例えば競争入札参加資格の等級がございますけれども、これを「A」～「C」等級としていましたけれども、このランクを増やして、「A」～「D」にしたいと思います。これによって全体の業者数自体が倍増ぐらいはしますので、全員が参加はできないとは思いますが、入札参加者のパイが幾らかでも増えて、もしかしたら安くできるというか、よりこういう業務に慣れた方に御参加いただけるのではないかと期待はしているところでございます。

それから、業務内容というか、どの程度、実際問題業務量等がかかるのかというのが、やってみるまでなかなかわからないというところは、多少はありますが、自治体さん相手のやりとりが主なものになりますので、自治体さんとの関係を築けるまではなかなか時間

がかかるとは思うのですけれども、その辺りの工数がどのぐらいかかるのかわからないというところはありますので、具体的に入札説明会の場では、どういったやりとりがあるとか、その生の話をしたりして、丁寧な説明を行うことで、できる限り次回の入札で決めていきたいとは考えております。

具体的に、変えたところは、資料B－2の実施要項（案）の9ページに赤字で示してございます。競争参加資格を、全省統一資格の「A」～「C」を「A」～「D」にしてございます。

それから、11の民間競争にかかわる参加者の募集のスケジュールは、小委員会で御裁定いただきましたら、5月上旬にも入札公告を行い、できれば7月の上旬にも業務を開始させていただきたいということで進めさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました件につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○宮崎専門委員 2点あります。まず、1点が、資料B－2の9ページ11番のスケジュールですが、前回参加された業者さんが1者で、かつ不落になったということですので、①の公告をしてから④の入札書類提出期限までの期間ですね。⑤で入札書類を評価するまでが6月下旬で1か月ありますが、①ないしは説明会の②から見ると10日ぐらいと、少し短いものですから、例えば④の日付を、例えば6月上旬とかにされた方が参加されやすいのではないかというところでいかがかなと。

○古田課長補佐 そこは長期化するように検討をさせていただきたいと思いますが、それをして、提出いただいてから入札の評価をするまでに警察庁の方への照会が1か月要るものですから、それでこの1か月があるのです。そうすると、業務の引き継ぎと業務開始が必然的に2週間ぐらいまた遅くなること也有って、そこはなかなか痛しかゆしのところではございますけれども、先ほどちょっと言いませんでしたけれども、「A」～「D」に増やしましたと。我々としても、今までやってきましたけれども、省内の関係部局に声をかけて、このPRにも取り組んではいるのですけれども、そういうのもやりながら、それを延ばすことも検討したいと思います。

○小林副主査 5月上旬はゴールデンウィークになってしまってはいけないですか。そうすると、上旬と書いてあっても、実質的には、もう2週目ぐらいになってしまいますね。そうすると、スケジュール的には結構きつい感じになるのではないかと思うのですけれども、今はもう20日で、業務的には、引き継ぎ等をやって、なるべく迅速に進めたいという状況はわかるのですけれども、何かその辺の工夫はないですかね。

○古田課長補佐 7月上旬は、我々の希望といいますか、業者さんから見ても、そのぐらいになった方が、後々の業務が楽になるのではないかということもあってこのようにさせていただきましたけれども、ただ、現実問題として、7月中旬ぐらいになったりするのは

やむを得ないかなとは思っております。確かに、5月上旬は御指摘のあったとおりあれなので。そうすると、7月中旬ぐらいを目標に、全体的に1～2週間ぐらい公告期間を空けるような形が望ましいでしょうか。

○小林副主査 これは情報の周知の問題でありますね。もう一回出ているわけだから。それが不落になったということと、こういう日程で次の入札が動きますというような、そういうのはできるのですか。

○古田課長補佐 アナウンスをいつの時点でとるということですね。

○小林副主査 ええ。これ自体は出ないわけだけれども、そういう予定で進みますというアナウンスというか、その情報を。

○古田課長補佐 これ自体は公表されるのですか。

○事務局 公表されます。

○小林副主査 これが公表されるのはいつですか。

○事務局 監理委員会が来週を予定しておりますので、2週間後ですね。

○小林副主査 余り変わりないというか。

○古田課長補佐 ここのスケジュールを空けるというのはしたいと思います。

○小林副主査 そうですね。もう1件は。

○宮崎専門委員 もう1件は、直接関係ないかもしれません、資料B－2の12ページですが、加点の審査項目として挙げております業務従事者の資格で、「情報処理技術者試験及び技術士情報工学部門の資格者であるか」という項目を加えられているのは、どのような理由というか、これがあった方が望ましいとお考えだからということだと思うのですが。

○古田課長補佐 業務の中に、これは統計調査の部分を含むのですけれども、統計調査に関しては総務省のオンライン上のシステムを活用していかなければいけないと。ただ、それはそのままでは使えないで、そこに入れるまでのシステムをつらなければいけないという部分があるので、こういう人が少なくともいないと、我々としてはそこの業務を円滑にできないと考えてございまして。

具体的には、3ページの下の「共同利用システムの設定」で、(イ)です。共同利用システムは総務省で用意していただいている政府統一の統計処理システムで、それがオンラインで調査ができるようにするのですけれども、ただ、これそのものだけでは、調査のお願いが事業者にはできないものですから、そこに事業者の方が入力するような帳票とシステムをつなぐのが必要ですけれども、そういったことの連携をやってもらわなければいけないので、やはりこういう方は必要だと考えてございます。

○宮崎専門委員 内容はわかりました。ありがとうございました。

○小林副主査 それと関連して、「D」等級まで広げたときに、19ページの評価項目で、あると「D」評価の人が入りにくいというようなことは特段ないという理解でいいですか。

○古田課長補佐 そうですね。どちらかといえば実施体制とか実施方法とかというのは規格的な話でございますので、そうすると、「A」～「D」は事業規模とかの話ですので、そ

うすると、かかってくるのは資格とか実績とかになりますけれども、この中では、特に統計調査をやったことがあるかどうかとかそういうところですので、必須項目でもありませんし、ここだけでは入ってこないと思っています。問題ないと思っています。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

それでは、「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべきこと、先ほどのスケジュールの点ですね。

○事務局 そうですね。御指摘のあったスケジュールの部分については、もう一度組み直しという形で検討をさせていただきます。その検討結果については、メールでお知らせをするような形でお願いいたします。以上です。

○小林副主査 わかりました。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、先ほどのスケジュールの検討がございますけれども、その確認を経た上で、審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、先生方、よろしいでしょうか。

（「結構です」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

環境省におかれましては、先ほどのスケジュールのところがありますけれども、1者ではなく、多数の事業者に入札に参加していただくことを目途に事業の実施に努めていただきますようよろしくお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。